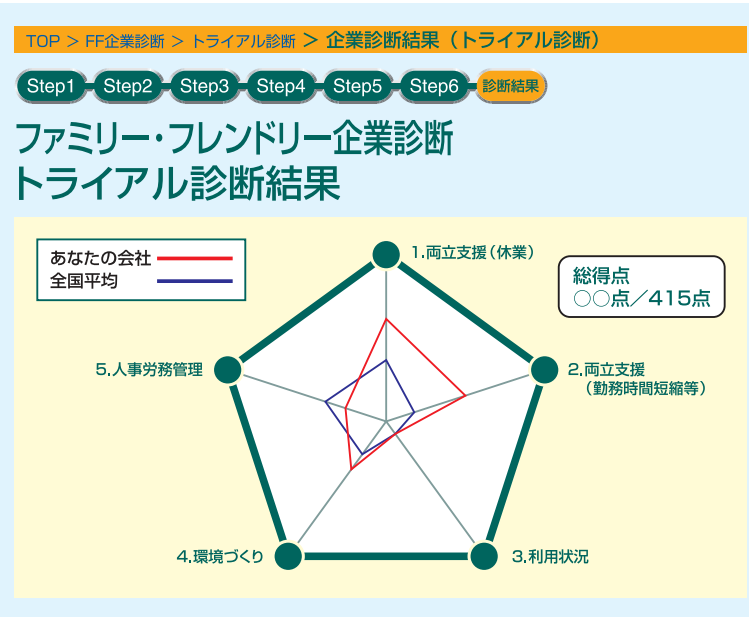


トライアル診断

質問（両立指標の設問）に答えるだけで、あなたの会社を診断。5つの軸毎に平均と比較しての自社の位置を知ることができます。



メイン診断

社名・住所・業種・従業員数などの基本情報を入力した上で、質問に答えると、トライアル診断のチャート図だけでなく、右のような診断結果が得られます。

こんな活用も…

診断結果が蓄積できますので、過去履歴から自社の取組みの進捗状況をご確認いただけます。

(メイン診断 結果イメージ)

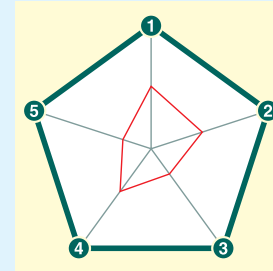
TOP > FF企業診断 > メイン診断 > 両立指標企業診断結果 1

ログイン 診断履歴 Step1 Step2 Step3 Step4 Step5 Step6 診断結果

ファミリー・フレンドリー企業診断 メイン診断結果

総得点 〇〇点/415点 [詳細を見る](#)

企業名	●〇株式会社
診断日	2004年1月20日
主要事業	サービス業
都道府県	東京都
規模	1000人



各項目の詳細ボタンをクリックすると軸ごとのランキングや回答状況等の詳しいデータをご覧いただけます。

1. 両立支援(休業)	〇〇点/100点	詳細を見る
従業員の多様なニーズに応えるような制度(休業期間や適用対象)が整備されています。また、休業中の従業員に対する支援や復職に向けたフォローなど、休業支援に関する制度の整備が十分になされていると言えるでしょう。従業員にとって働きやすい環境の整備を今後も継続・発展させましょう。		
2. 両立支援(勤務時間短縮等)	〇〇点/80点	詳細を見る
働きながら育児や介護ができ、従業員の多様なニーズに対応するための制度が整っているようです。さらに従業員が働きやすい環境を提供できるよう、勤務時間短縮等の措置などの、より一層の充実に努めましょう。		
3. 利用状況	〇〇点/100点	詳細を見る
制度の利用が少ないようです。 従業員が制度をよく知っていますか？ 育児や介護を理由に退職している従業員が多くありませんか？ 制度内容は従業員のニーズを反映していますか？ 上司・同僚が制度の利用に協力的ですか？ これらの原因を明らかにし、全社的に制度利用の促進に努めましょう。		
4. 環境づくり	〇〇点/55点	詳細を見る
制度を利用しやすい環境づくりを推進するためには、経営や人事の方針に、職業生活と家庭生活の両立支援に対する企業の積極的な取組の考え方を明文化し、企業全体でそうした価値観を共有することが重要です。パンフレットや研修の機会などを利用して、管理職や従業員に制度の周知をはかりましょう。		
5. 人事労務管理	〇〇点/80点	詳細を見る
職業生活と家庭生活の両立支援という面からみると、貴社の人事労務管理は課題が多いようです。従業員の多様なニーズに応える人事労務管理や職場風土が求められます。従業員のニーズを把握しながら、従業員が職業生活と家庭生活を両立できる環境の整備に会社を挙げて取り組みましょう。		
■ 回答占有率		
1. 両立支援(休業) / 2. 両立支援(勤務時間短縮) / 3. 利用状況 / 4. 環境づくり / 5. 人事労務管理		
■ 総合コメント		
育児・介護に限らず、従業員が職業生活と家庭生活を両立できるよう、企業は多様な働き方の実現に向けた選択肢を増やし、雇用環境を整備することが期待されています。休業制度を中心に取組が進んでいますが、今後は勤務時間短縮など働きながら育児や介護ができる制度の整備にも力を注ぎましょう。		

業種・地域・規模別のランキングが表示されます。

総合	2,541 企業中 158 位
主要事業別 (サービス業)	325 企業中 35 位
都道府県別 (東京都)	584 企業中 54 位
従業員規模別 (1,000人以上)	1,254 企業中 128 位

5つの軸別にも業種・地域・規模別の自社の位置や、全回答企業の得点分布等の情報を得ることができます。

全回答企業の回答状況と自社の回答を照らし合わせることができます。

TOP > FF企業診断 > メイン診断 > 回答占有率

1. 両立支援(休業)について

※診断を行った企業の回答状況は以下の通りです。 は、貴社の回答です。

設問1 設問2 設問3 設問4 設問5

設問	内容	1才を超えかつ2回以上	1才を超える又は2回以上	その他の場合
問1	育児休業制度はどのような内容ですか？	1.9%	11.1%	87.0%
	(1) 対象となる子の上限年齢	6.4%	93.6%	
	(2) 子1人につき取得可能な休業の回数	8.5%	91.5%	
問2	育児休業中の従業員への経済的援助制度がありますか。		はい 8.2%	いいえ 91.8%
問3	育児休業終了後は、原則として原職または原職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されていますか。		はい 84.6%	いいえ 15.4%
問4	育児休業後従業員が復職しやすくするため、休業中に資料の送付等の情報提供を実施していますか。あるいは実施する旨を定めていますか。		はい 37.4%	いいえ 62.6%
問5	育児休業をした従業員の円滑な職場復帰のための教育訓練の機会を提供していますか。あるいは提供する旨を定めていますか。		はい 35.1%	いいえ 64.9%
問6	介護休業制度はどのような内容ですか？	3ヶ月を超えるかつ2回以上かつ法定を超える	法定どおり(3ヶ月)又は法定どおり(1回)又は法定どおり(1回)又は法定どおり(1回)	その他の場合